

大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員表彰規程

平成16年 4月 1日

自機規程第37号

最終改正 令和 2年 3月26日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号。以下「就業規則」という。）第39条第2項の規定に基づき、就業規則第3条の規定により就業規則が適用される職員（以下「職員」という。）の表彰に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(功労表彰)

第2条 就業規則第39条第1項第1号に定める表彰は、職務上の功績が特に顕著な行為があった場合、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第6条第1項第1号に規定する機関の長又は機構長が別に定める者（以下「機関の長等」という。）の推薦により、機構長が当該職員に対し行うものとする。

2 前項の表彰は、当該行為に応じその都度決定するものとする。

(永年勤続による表彰)

第3条 就業規則第39条第1項第2号に定める表彰は、次の各号のいずれかに該当する者を対象として行うことができる。ただし、表彰の日において就業規則第2条第1号及び第2号に掲げる職員は対象としない。

- 一 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）に引き続き在職した期間（以下「勤続期間」という。）が20年を超え、かつ勤務成績の良好な者
- 二 相当の勤続期間を有し、かつ勤務成績が優秀な者で、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員退職手当規程（平成16年自機規程第11号）第5条により退職する者又は退職した者（引き続き国家公務員等職員になる者については、適用しない。）

2 前項第1号の規定による表彰は、1人の職員について1回限り（機構以外の国立大学等、その他官公庁等において既に受けた表彰を含む。）とする。

(名誉・善行表彰)

第4条 就業規則第39条第1項第3号に定める表彰は、当該行為があった場合、機関の長等の推薦により、機構長が当該職員に対して行うものとする。

2 前項の表彰は、当該行為に応じその都度決定するものとする。

(準ずる功労及び名誉・善行表彰)

第5条 就業規則第39条第1項第4号に定める表彰は、第2条又は第4条に準ずる行為として、機構長が認めるときに行うことができる。

(表彰)

第6条 表彰は、機構が、表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて記念品を贈呈することができる。

(表彰の日)

第7条 表彰は、次の各号のいずれかに定める日又は機構長がその都度定める日に行う。

一 第3条第1項第1号の表彰 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める勤労感謝の日

二 第3条第1項第2号の表彰 退職の日又は死亡した日

(勤続期間の計算)

第8条 第3条第1項第1号及び第2号に規定する勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から表彰の日の属する月までの月数によるものとし、機構以外の国立大学法人等、その他官公庁等に職員として引き続き在職した期間についても通算することができる。ただし、在職期間に休職等の期間がある場合及び研究教育職員であった期間がある場合は、その期間は勤続期間から除算する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日前に、国立天文台表彰規則（平成元年1月23日制定）、核融合科学研究所永年勤続者表彰規則（平成元年11月8日制定）、岡崎国立共同研究機構永年勤続者表彰規程（昭和56年4月14日制定）により受けた表彰は、この規程第3条に規定する者に対して行われた表彰とみなす。

3 この規程の施行日前から職員及び機構以外の国立大学等、その他官公庁等の職員として引き続き在職期間については、この規程第8条に定める勤続期間の計算により算入する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別紙様式（第3条関係）

(第三条第一項第一号の場合)	
表 彰 状	
氏名	殿
あなたは永年自然科学研究機構に勤務 し職務に精励されました よってここに 表彰します	
年 月 日	
大学共同利用機関法人 自然科学研究機構長名	

(第三条第一項第一号の場合)	
表 彰 状	
氏名	殿
あなたは永年勤務し職務に精励され ました よってここに表彰します	
年 月 日	
大学共同利用機関法人 自然科学研究機構長名	

(第三条第一項第二号の場合)

表彰状

氏名

殿

あなたは永年自然科学研究機構に勤務し職務に精励されました このたび退職されるにあたりその功労を表彰します

年 月 日

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長名

(第三条第一項第二号の場合)

表彰状

氏名

殿

あなたは永年勤務し職務に精励されました このたび退職されるにあたりその功労を表彰します

年 月 日

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長名